

附錄一之一

非都市土地各種使用地變更編定前直轄市或縣(市)目的事業主管機關(單位)一覽表

主辦單位 使用地類別	使用分區	特定農業區	一般農業區	鄉村區	工業區
甲種建築用地		×	×	×	×
乙種建築用地		×	×	工務局(處)	×
丙種建築用地		×	×	×	×
丁種建築用地		×	×	×	×
農牧用地		農業局(處)	農業局(處)	農業局(處)	建設局(處)、 農業局(處)
林業用地		×	農業局(處)	×	建設局(處)、 農業局(處)
養殖用地		×	農業(漁業)局(處)	×	×
鹽業用地		×	×	×	×
礦業用地		建設(工務)局(處)	建設(工務)局(處)	×	建設(工務)局(處)
窯業用地		×	×	×	×
交通用地		建設(工務、交通)局 (處)	建設(工務、交通)局 (處)	建設(工務、交通)局 (處)	建設(工務、交通)局 (處)
水利用地		農業局(處)、 建設(工務)局(處)	農業局(處)、 建設(工務)局(處)	建設(工務)局(處)	建設(工務)局(處)
遊憩用地		×	建設(旅遊、觀光) 局(處)	建設(旅遊、觀光) 局(處)	建設(旅遊、觀光) 局(處)
古蹟保存用地		文化(民政)局(處)	文化(民政)局(處)	文化(民政)局(處)	建設局(處)、 文化(民政)局(處)
生態保護用地		農業局(處)	農業局(處)	農業局(處)	建設局(處)、 農業局(處)
國土保安用地		農業局(處)	農業局(處)	農業局(處)	建設局(處)、 農業局(處)
殯葬用地		×	民政(社會)局(處)	×	×
特定目的事業用地		各目的事業主管 機關	各目的事業主管 機關	工務局(處)及各 目的事業主管機關	建設局(處)及各 目的事業主管機關

森 林 區	山坡地保育區	風 景 區	河 川 區	特 定 專 用 區
×	×	×	×	×
×	×	×	×	×
工務局(處)	工務局(處)	工務局(處)、 建設(旅遊、觀光) 局(處)	×	×
×	×	×	×	×
農業局(處)	農業局(處)	農業局(處)、 建設(旅遊、觀光) 局(處)	農業局(處)、 建設(工務)局 (處)	農業局(處)
農業局(處)	農業局(處)	農業局(處)、 建設(旅遊、觀光) 局(處)	×	農業局(處)
農業(漁業)局(處)	農業(漁業)局(處)	農業(漁業)局 (處)、 建設(旅遊、觀光) 局(處)	×	農業(漁業)局(處)
×	×	×	×	農業(建設)局(處)
建設(工務)局(處)	建設(工務)局(處)	建設(工務、旅遊、 觀光)局(處)	×	建設(工務)局(處)
×	×	×	×	建設(工務)局(處)
建設(工務、交通) 局(處)	建設(工務、交通) 局(處)	建設(工務、交通、 旅遊、觀光)局 (處)	建設(工務、交通) 局(處)	建設(工務、交通)局 (處)
農業局(處)、 建設(工務)局(處)	農業局(處)、 建設(工務)局(處)	建設(工務、旅遊) 局(處)	建設(工務)局(處)	建設(工務)局(處)
建設(觀光、旅遊) 局(處)	建設(旅遊、觀光) 局(處)	建設(旅遊、觀光) 局(處)	×	建設(旅遊、觀光)局 (處)
文化(民政)局(處)	文化(民政)局(處)	文化(民政)局 (處)、 建設(旅遊、觀光) 局(處)	建設(工務)局 (處)、 文化(民政)局(處)	文化(民政)局(處)
農業局(處)	農業局(處)	農業局(處)	農業局(處)、 建設(工務、交通) 局(處)	農業局(處)
農業局(處)	農業局(處)	農業局(處)、 建設(旅遊、觀光) 局(處)	農業局(處)、 建設(工務)局(處)	農業局(處)
×	民政(社會)局(處)	民政(社會)局 (處)、 建設(旅遊、觀光) 局(處)	×	民政(社會)局(處)
各目的事業主管 機關	各目的事業主管 機關	建設(旅遊、觀光) 局(處)及各目的 事業主管機關	建設(工務)局 (處)及各目的事 業主管機關	各目的事業主管機關

附註：本表係以直轄市或縣(市)主管機關(單位)為準，如該直轄市或縣(市)政府之組織編制另有不同規定或本表未列舉者，則以實際業務職掌之機關(單位)為主管機關(單位)；至中央之主管機關(單位)則以直轄市或縣(市)政府各該主管機關(單位)之對口機關(單位)認定辦理。